

(第 10 号)

2015 年 1 月 15 日

民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06)6568-2047

謹賀新年

旧年中は私たちの運動への温かいご支援・ご協力ありがとうございました。今年は大阪における部落問題解決の画期の年にしたいと決意を固めています。本年もよろしくお願

いします。

2015 元旦



民主主義と人権を守る府民連合

執行委員長 谷口 正暁

役員一同

「言えません」「分かりません」大阪府交渉（12月25日）



今年度の交渉は、「同和行政」の終結宣言、「同和地区」「同和地区住民」の存在についてなど、部落問題解決の基本点について大阪府の見解を求めました。「同和行政」の終結については、「残された問題をどう取り組むか、エリアを特定しない一般施策として通常の行政の中で取り組んでいる」と回答、民権連は「一般行政でやっていると言うのであれば終結宣言をするのに何の問題があるのか」と厳しく

指摘、府はまともな回答が出来ませんでした。「同和地区」「同和地区住民」の存在については、府は「行政の立場としては言えません、分かりません」と答弁。あまりの無責任さに参加者の怒りが沸騰しました。以下、回答2と3を掲載します。

項目番号	要望内容	回答
2	「同和行政」の終結宣言をおこなうこと。	これまでの同和问题解決に向けた取組みによって、旧同和对策事業対象地域の劣悪な状況は大きく改善されたものの、同和问题が解決されたとは言えない状況にあることから、同和问题への行政の取組みは必要と考えており、今後とも、一般施策により、解決に向けて取り組んでまいります。
3	「同和地区」「同和地区住民」は存在しない	2001年（平成13）年度末の地対財特法の失効に伴い、特別措置としての同和对策事業の前提となる「地区指

	ことを明言すること。	定」はなくなり、現在では、同和対策事業の対象としての地域及び住民は存在しません。
--	------------	--

昨年9月、大阪府府民文化部人権局は「国勢調査を活用した実態把握報告書【第一次】」を発表しました。その内容について石倉康次立命館大学教授からコメントをいただきました。なお【第二次】の報告は2月10日の府審議会で出される予定です。【第二次】報告書についても民権連は独自の分析をおこなう予定にしています。

「国勢調査を活用した実態把握報告書」（第一次）について

石倉康次（立命館大学）

若干の検討結果を記します。

- ①同和対策事業が完了している段階で、「旧同和対策事業対象地域」を特別に取り上げるのは何のためなのか意義が認められない。
- ②「基準該当地域」や「旧同和対策事業対象地域に隣接する地域」を取り上げ、「旧同和対策事業対象地域」と比較しようとする背景には、「旧同和対策事業対象地域」になお残っている固有の問題を探ろうとする意図がある。
- ③しかし、今回の分析からは、「基準該当地域」や「旧同和対策事業対象地域」との間に顕著な差が認められていない。仮説の検証は大阪府全域と「対象地域」との対比からなされているに過ぎない。そこで確認された差異は「旧同和対策事業対象地域」固有の問題かいなかの吟味は仮説の検証では行われていない。
- ④「旧同和対策事業対象地域」固有の問題をさぐることは、かなり困難であろうし、その意義を認めがたい。「旧同和対策事業対象地域」自体が、多様な人々の混住地域となっているからである。そのことは、「旧同和対策事業対象地域」に六つの指標が重なっている人口は10.3%でしかなかったことや、種々の比較において、「旧同和対策事業対象地域」と「基準該当地域」とのあいだに類似の傾向を見出すことはできても、差異はわずかし確認できないことで立証されている。若干の箇所を確認できる「旧同和対策事業対象地域」と「基準該当地域」との差異では、「基準該当地域」の方にむしろ困難さが確認される場合が多い。
- ⑤それぞれの指標で問題にされる個々の問題に対応がとられることは必要である。しかし、「旧同和対策事業対象地域」として網をかけた特別施策の必要根拠はこの分析結果からは導き出せない。あえて、それを行うことは、「旧同和対策事業対象地域」を「特別扱い」する行政による「差別」を行うことになり、法の前の平等に反する。それぞれの地域に即して問題に応じた対応がなされるようにすることでよい。

<府教委交渉>

日時：1月21日（水）14：00～15：30

場所：（ドーンセンター）5階 大会議室



